



# 埼玉県報

号外第 20 号  
平成 29 年(2017 年)  
8 月 29 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 知事指定薬物

- イ 一―（五―フルオロペンチル）―*N*―フェニル―一 *H*―インドール―三―カルボキサミド（通称名 *LTI*―七〇一）及びその塩類
- ロ 二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサン―一―オン（通称名二―*Fluorodeschloretamine*、二―*FDCK*）及びその塩類
- ハ 三―エチル―二―（三―フルオロフェニル）モルフォリン（通称名三*F*―*P**h**en**e**t**r**a**z**i**n**e*、三―*FPE*）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

平成二十九年八月三十日